

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	区職員に対する新型コロナウイルス感染症のスクリーニング検査（唾液PCR検査）業務の委託について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：総務部人材育成等担当課）

事業の概要

事業名	職員の健康管理
担当課	人材育成等担当課
目的	新型コロナウイルスの感染者が確認された職場を対象に、感染者及び濃厚接触者以外の無症状者に対して、唾液採取キットによるスクリーニング検査（唾液PCR検査）を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図る。
対象者	<p>新宿区役所に勤務する職員（※）のうち、新型コロナウイルスの感染者が確認された職場の職員</p> <p>※…区の常勤職員、再任用職員、特別職非常勤職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、育児休業任期付職員、派遣労働者、委託職員</p>
事業内容	<p>1 概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、感染者が確認された場合、感染症法に基づき、保健所により疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定する。濃厚接触者に対しては、感染症法に基づく健康観察や外出自粛等により感染拡大防止を図っている。</p> <p>濃厚接触者は、保健所や医療機関において、検査費用の自己負担なしで検査（行政検査）を受けることが可能であるが、濃厚接触者ではなく、発熱や咳などの症状がない無症状者は、行政検査の対象とはならず、検査費用を自己負担しなければならない。</p> <p>一方、国内においては感染者数が増大しており、また、散発的に複数の感染者が発生しているクラスターが発生している。そのような状況の中で、区役所に勤務する職員は、区民対応等の人との接触が不可避である業務の特性から、万が一感染の拡大が確認された場合の影響は大きい。</p> <p>そのため、新型コロナウイルスの感染者が確認された職場の職員を対象に、専門的なノウハウを有する新型コロナウイルス検査センター株式会社による、唾液採取キットを用いたスクリーニング検査（唾液PCR検査）を必要な範囲内で実施することで、感染拡大の防止につなげる。</p> <p>2 委託の内容</p> <p>(1) 唾液採取キット（検体ID付き）の送付</p> <p>(2) スクリーニング検査（唾液PCR検査）の実施</p> <p>(3) 検査結果の報告</p> <p>3 対象者数</p> <p>令和2年度150名、令和3年度600名</p> <p>※個人情報の流れは、資料40—1のとおり</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

件名 区職員に対する新型コロナウイルス感染症のスクリーニング検査（唾液PCR検査）業務の委託について

保有課(担当課)	人材育成等担当課
登録業務の名称	スクリーニング検査（唾液PCR検査）業務
委託先	新型コロナウイルス検査センター株式会社
委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か）	《スクリーニング検査（唾液PCR検査）受診者に係る情報項目》 検体（唾液）、検体ID（検体ごとに割り当てられた識別コードをいう。）、検査日、Ct値（ウイルス量を推定する値）、再検査の要否
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体（委託先のパソコン及び区のイントラパソコン）
委託理由	区役所に勤務する職員は、区民対応等の人との接触が不可避である業務の特性から、万が一感染の拡大が確認された場合の影響は大きく、その感染拡大防止を図るため。 また、上記委託先は、スクリーニング検査（唾液PCR検査）を安価かつ高頻度で実施し、他自治体や法人において、感染拡大防止に寄与してきた実績があるため。
委託の内容	1 唾液採取キット（検体ID付き）の送付 2 スクリーニング検査（唾液PCR検査）の実施 3 検査結果の報告
委託の開始時期及び期限	本審議会了承日から令和4年3月31日まで （次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区へ報告することを義務付ける。 3 唾液採取キット（検体ID付き）は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 4 ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。

	<p>5 アクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。</p> <p>6 検体IDと対象者を紐づけた管理表（エクセル）には、パスワードを付すとともに、特定された職員しかアクセスできない専用フォルダに保存する。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 契約にあたり、別紙「特記事項」、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務付ける。</p> <p>2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区へ報告させる。</p> <p>3 紙媒体の個人情報は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。</p> <p>2 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。</p> <p>3 ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行わせ、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行わせる。</p> <p>4 アクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施させる。</p>

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。